

第 5 回 専門家会議の意見に対する環境省の対応

平成 26 年 5 月 25 日

専門家会議からの意見	環境省の対応
1 定期的な水質検査等の実施ばかりでなく、常時モニタリングも実施すべき。	1 「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について（平成 26 年 5 月）」の附属資料 3 の p 1 に記載している。
2 貯蔵物に金属類や有機物が含有していると自然発火のおそれもあるため、火災発生の注意を明確にすべき。	2 「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について（平成 26 年 5 月）」の附属資料 3 の p 6、10、11 に記載している。
3 第三者による監視等を実施し、安全性を担保すべき。	3 「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」の p 52 に記載したとおり。今後さらに具体化する。
4 運搬の管理が重要であるため、誰が統一的な管理をするかを明確にすべき。	4 今後明確化してまいりたい。
5 「最終処分の完了」の定義を明確にすべき。	5 具体的な最終処分の方法については、放射能の物理的減衰、今後の技術開発の動向などを踏まえつつ、国内はもとより国外の情報についても幅広く収集をしながら検討する。